

発議第1号

令和2年2月28日

木津川市議会議長 山本 和延 様

提出者	木津川市議会議員	酒井 弘一
賛成者	木津川市議会議員	森本 隆
	木津川市議会議員	高味 孝之
	木津川市議会議員	柴田はすみ
	木津川市議会議員	福井 平和

木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び木津川市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

木津川市議会議員の委員長報酬については、議会改革を進める上で、令和2年4月より、支給しないこととするため本条例を改正するもの。

木津川市条例第 号

木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市議会議員報酬等に関する条例（平成19年木津川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削り、同条第3項中「、常任委員長又は議会運営委員長には、互選された日から」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「、常任委員長、議会運営委員長」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧
対照表

(新)	(旧)
第1条 (略) (報酬)	第1条 (略) (報酬)
第2条 (略)	第2条 (略)
<u>2</u> 報酬は、議長及び副議長には、それぞれ選挙された日から、議員には、その職についた日から支給する。	<u>2</u> <u>議員で議会の常任委員長、議会運営委員長又は広報編集委員長の職にあるもの</u> にあつては、前項第3号に定める月額に、 <u>10,000円</u> を加算した額を支給する。
<u>3</u> 議長、副議長及び議員が任期満了、退職、除名、失職、死亡又は解散によりその職を離れたときは、その日までの報酬を支給する。	<u>3</u> 報酬は、議長及び副議長には、それぞれ選挙された日から、 <u>常任委員長又は議会運営委員長</u> には、 <u>互選された</u> 日から、議員には、その職についた日から支給する。
<u>4</u> <u>前3項</u> に規定する報酬は、どのような場合にあつても重複して支給しない。	<u>4</u> <u>議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長</u> 及び議員が任期満了、退職、除名、失職、死亡又は解散によりその職を離れたときは、その日までの報酬を支給する。
<u>5</u> <u>前各項</u> に規定する報酬は、どのような場合にあつても重複して支給しない。	<u>5</u> <u>前各項</u> に規定する報酬は、どのような場合にあつても重複して支給しない。
第3条～第5条 (略)	第3条～第5条 (略)

